

平成 2 5 年度京都市公共事業評価

対 応 方 針

平成 2 6 年 2 月

京 都 市

平成26年2月
京 都 市

平成25年度公共事業評価について、京都市公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）の意見書を踏まえ、下記のとおり対応方針を定める。

記

1 全体について

再評価の対象となった8事業の対応方針は、別紙1のとおりすべて「事業継続」であり、引き続き事業の推進に努める。

事後評価の対象となった5事業の対応方針は、別紙2のとおり「今後の事後評価、改善措置とも不要である」とする。

2 個別事業について

<再評価>

（1）街路事業 京阪本線淀駅付近立体交差化事業

本事業は、踏切の遮断が周辺地域の円滑な交通の妨げとなっている京阪本線淀駅付近において、鉄道を高架化し踏切を除却することで、交通渋滞の緩和と安全性の確保を図るとともに、側道を整備することにより、周辺地域への環境影響の緩和及び生活道路として利便性の向上を図るものである。

これまでの取組により、事業の進ちょく率は93.3%に達し、最終段階を迎えている状況である。

今後も引き続き、事業の早期完成に向け、更なる事業の進ちょくを図る。

（2）道路事業 宮前橋改築

本事業は、国土交通省が一級河川桂川の大下津地区で実施している引堤事業により、延伸が必要となる宮前橋について、耐震性能向上及び歩道拡幅等の改築を併せて実施するものである。

宮前橋は、都市防災上の重要な橋りょうであるが、京都市の財政状況等から

着工が遅れている状況である。

今後は、国土交通省が実施している引堤事業と調整を進めながら、事業の進ちょくを図る。

（３）河川事業 白川

本事業は、白川本川を改修するとともに、地下分水路を整備することで、流域の治水安全度の向上を図るものである。

白川が氾濫した場合、岡崎周辺の文教地区や重要な公共施設を含む広範囲に浸水被害をもたらす恐れがあるが、京都市の財政状況から、本事業に予算を配分することができず、事業が長期化している状況である。

今後は、残事業区間のうち、より高い事業効果が見込める本川下流域からの改修に早期に着手できるよう取り組んでいく。

（４）河川事業 西羽束師川支川

本事業は、近年の急速な市街化の進行により、流域の雨水流出量が増加傾向にある西羽束師川支川を改修し、流域の治水安全度の向上を図るものである。

本河川の上流部では、豪雨時に河川の溢水による浸水被害が発生している状況である。

今後も引き続き、事業効果の早期発現に向け、本河川の改修を進め、更なる事業の進ちょくを図る。

（５）土地区画整理事業 伏見西部第三地区

本事業は、南部地域開発の一環として都市計画決定された伏見西部地区の中間部において、隣接する土地区画整理事業地区と一体的に、油小路通をはじめとする都市計画道路や水路、公園等の公共施設の整備改善を図ることにより、健全なまちづくりを行うものである。

これまでの取組により、油小路通等の都市計画道路はすべて完成し、仮換地指定率が96.9%、道路整備延長率が89.2%に達する等、事業は最終段階を迎えている状況である。

事業の長期化の要因となっている区画道路の計画については、今後、変更や

廃止等も視野に入れた事業計画等の見直しを検討することにより、更なる事業の進ちよくを図る。

(6) 土地区画整理事業 伏見西部第四地区

本事業は、南部地域開発の一環として都市計画決定された伏見西部地区の中間部において、隣接する土地区画整理事業地区と一体的に、外環状線をはじめとする都市計画道路や水路、公園等の公共施設の整備改善を図ることにより、健全なまちづくりを行うものである。

これまでの取組により、京都八幡線より東側区域では、約90%の道路整備が完了している状況である。

また、平成22年度には、これまで事業の長期化の要因となっていた京都八幡線より西側区域の多くの移転物件を削減する等の早期完了に向けた事業計画変更を行ったことから、今後は更なる事業進ちよくが見込める状況である。

今後も引き続き、横大路小学校をはじめとする文教施設の早期移転に向け、更なる事業進ちよくを図る。

(7) 住宅地区改良事業 崇仁北部第三地区

(8) 住宅地区改良事業 崇仁北部第四地区

両事業は、不良住宅を除却し、改良住宅を建設するとともに、道路及び公園等の公共施設を整備することにより、住環境の改善を図るものである。

これまでの取組により、崇仁北部第三地区については、不良住宅が密集する状況がほぼ解消され、改良住宅の建設も完了し、事業は最終段階を迎えている状況である。

崇仁北部第四地区については、不良住宅が多数残されているものの、平成27年の秋に竣工を予定している改良住宅への入居により、事業の進ちよくが見込める状況である。

また、両事業と併行して、崇仁地域への京都市立芸術大学の移転整備を進める予定である。

今後は、土地区画整理事業との合併施行により、更なる事業進ちよくを図る。

＜事後評価＞

（１）街路事業 Ｉ・Ⅲ・１８十条通

本事業は、市域の東西を結ぶ幹線道路として、また、京都高速道路へのアクセス道路として重要な路線である十条通について、未整備区間であった河原町通から師団街道までの間を整備することにより、道路交通の円滑化と地域の活性化を図るものである。

本事業によって、４車線道路及び歩道が整備され、安全で円滑な道路交通が確保されるとともに、京都高速道路への円滑なアクセスが確保される等、道路整備による効果が発現されていることから、今後の事後評価及び改善措置の必要性はないと判断する。

また、今後、同種事業を行っていく際には、事業の必要性や有効性について、市民の理解を得るため、本事業実施に伴う各種効果を活用していきたい。

（２）街路事業 Ｉ・Ⅲ・２５鴨川東岸線（第一工区）

本事業は、市域の南北を結ぶ幹線道路として、また、京都高速道路へのアクセス道路として重要な路線である鴨川東岸線について、^{しょうふうばし}松風橋から十条通までの間を整備することにより、道路交通の円滑化と地域の活性化を図るものである。

本事業によって、４車線道路及び歩道が整備され、安全で円滑な道路交通が確保されるとともに、京都高速道路への円滑なアクセスが確保される等、道路整備による効果が発現されていることから、今後の事後評価及び改善措置の必要性はないと判断する。

また、今後、同種事業を行っていく際には、事業の必要性や有効性について、市民の理解を得るため、本事業実施に伴う各種効果を活用していきたい。

（３）都市公園事業 久我橋東詰公園整備事業

本事業は、桂川左岸河川敷の名神高速道路付近から鴨川合流付近において、市内に不足している身近に運動できる公園として、芝生広場や球技場を整備するものである。

本事業によって、運動施設が整備され、市民の健康づくりに寄与するとともに

に、大規模災害時に役立つオープンスペースが確保される等、公園整備による効果が発現されていることから、今後の事後評価及び改善措置の必要性はないと判断する。

また、今後、同種事業を行っていく際には、事業の必要性や有効性について、市民の理解を得るため、本事業実施に伴う各種効果を活用していきたい。

（４）土地区画整理事業 二条駅地区

本事業は、都市計画道路や二条駅交通広場等の公共施設を整備することにより、健全な市街地の形成を図るとともに、ＪＲ山陰本線の立体交差化事業により、廃止された二条駅の広大な貨物ヤード跡地を活用した高度な都市機能を有する新たな都市拠点の形成を図るものである。

本事業によって、道路、公園等の公共施設が計画的に整備され、宅地についても道路に接して再配置された結果、良好な市街地環境が形成されており、土地区画整理事業による効果が発現されていることから、今後の事後評価及び改善措置の必要性はないと判断する。

また、今後、同種事業を行っていく際には、事業の必要性や有効性について、市民の理解を得るため、本事業実施に伴う各種効果を活用していきたい。

（５）廃棄物処理施設整備事業 北部クリーンセンター建替え整備事業

本事業は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める一般廃棄物処理計画に基づき、耐用年数を迎えた北部クリーンセンターを建替えるものである。

本事業によって、自然エネルギーやごみ焼却余熱が積極的に利用され、温室効果ガスが削減されるとともに、同計画における市内３工場体制での十分なごみ処理能力が発現されていることから、今後の事後評価及び改善措置の必要性はないと判断する。

また、今後、同種事業を行っていく際には、事業の必要性や有効性について、市民の理解を得るため、本事業実施に伴う各種効果を活用していきたい。

平成 2 5 年 度 再 評 価 対 象 事 業 一 覧

再評価対象事業の該当条件

- ①事業採択後 5 年間を経過した時点で未着工の事業
 ②事業採択後 10 年間（廃棄物処理施設整備事業については 5 年間）を経過した時点で継続中の事業
 ③再評価の実施後 5 年間（下水道事業については 10 年間）を経過した時点で継続中の事業
 ④事業休止している事業の内、事業再開又は事業中止しようとする事業
 ⑤社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

種 別	番 号	事 業 名	事業概要	採 択 年 度	該 当 条 件	経 過 年 数	対 応 方 針
街 路 事 業	1	京阪本線淀駅付近 立体交差化事業	延長 L=2,020m	H11	③	15	「事業継続」
道 路 事 業	2	宮前橋改築	延長 L=640m 幅員 W=15.0～ 18.5m	H21	①	5	「事業継続」
河 川 事 業	3	白川	延長 L=4,920m 幅員 W=5.00～ 12.25m	S61	③	28	「事業継続」
	4	西羽束師川支川	延長 L=2,000m 幅員 W=17.4m	S61	③	28	「事業継続」
土 地 区 画 整 理 事 業	5	伏見西部第三地区	面積 A=104.5ha	S59	③	30	「事業継続」
	6	伏見西部第四地区	面積 A=116.7ha	S62	③	27	「事業継続」
住 宅 地 区 改 良 事 業	7	崇仁北部第三地区	面積 A=2.73ha	S58	③	31	「事業継続」
	8	崇仁北部第四地区	面積 A=6.80ha	S60	③	29	「事業継続」

平成 2 5 年 度 事 後 評 価 対 象 事 業 一 覧

事後評価対象事業の該当条件

- ①新規採択時評価又は再評価を実施した事業の内、事業完了後 5 年以内（廃棄物処理施設整備事業にあつては、事業完了後 7 年以内）の事業
- ②市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業

種 別	番 号	事 業 名	事業概要	採 択 年 度	該 当 条 件	完 了 年 度	対 応 方 針
街 路 事 業	1	I・Ⅲ・18 十条通	延長 L=283m 幅員 W=22～30m	S63	①	H20	「今後の事後評価， 改善措置とも不要」
	2	I・Ⅲ・25 鴨川東岸線 (第一工区)	延長 L=312m 幅員 W=22.5～ 39.0m	H5	①	H21	「今後の事後評価， 改善措置とも不要」
事 都 市 公 業 園	3	桂川緑地 久我橋東詰公園整備	面積 A=13.1ha	H8	①	H20	「今後の事後評価， 改善措置とも不要」
整 土 理 地 事 区 業 画	4	二条駅地区	面積 A=13.2ha	S63	①	H24	「今後の事後評価， 改善措置とも不要」
施 廃 設 整 備 事 業 理	5	北部クリーンセンター 建替え整備事業	面積 A=9.5ha	H13	①	H18	「今後の事後評価， 改善措置とも不要」

参 考 資 料

京都市公共事業評価実施要綱

京都市公共事業評価実施要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例（以下「行政評価条例」という。）第9条の規定に基づき実施する公共事業の評価に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共事業 道路、河川、公園、土地区画整理、住宅、上下水道、鉄道、環境衛生その他の市民の生活と密接に関連する社会資本の整備に関する事業（維持管理に属する事業及び実施期間が1年以下の事業を除く。）をいう。
- (2) 新規採択時評価 新たに事業費の予算要求をするに当たり、事業の妥当性及び事業費に係る事業の優先度を判断するために行う評価をいう。
- (3) 再評価 この要綱に定める再評価対象事業について必要に応じて事業の見直し等の検討を行う評価をいう。
- (4) 事後評価 この要綱に定める事後評価対象事業について、事業完了後の事業効果等の確認を行い、今後の事後評価の必要性や改善措置を検討するとともに、事後評価の結果を同種の事業の計画・調査のあり方や事業手法の見直し等に反映させることを目的として実施する評価をいう。
- (5) 事業採択 事業費の予算化をいう。
- (6) 未着工 用地買収手続及び工事のいずれにも着手していないことをいう。
- (7) 事業完了 別表により所管事業ごとに定義するものをいう。
- (8) 事業休止 事業実施を阻害している要因の解決に時間を要するため、当分の間、事業実施を見送ることをいう。
- (9) 事業再開 事業休止している事業を再び着手することをいう。
- (10) 事業中止 次のいずれかに該当し、事業を取りやめることをいう。
 - ア 事業採択時に比べて事業実施の必要性が失われている又は著しく低下しているもの。
 - イ 事業実施を阻害している要因の解決目途が立たないもの。
 - ウ 事業休止している事業で、その後、上記ア又はイに該当するようになったもの。(11) 廃棄物処理施設整備事業 廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定している廃棄物を処理する施設の整備に係る事業をいう。

(京都市公共事業評価委員会)

第3条 市長は、公共事業の評価について、客観性及び透明性を確保する観点から、行政評価条例第11条第2項に規定する委員会として、京都市公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、意見を求める。

(委員会の公開)

第4条 委員会の会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報が公になると委員会が認める場合は、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定により会議を非公開にしようとするときは、その理由を明らかにし

なければならない。

3 第1項の会議とは、再評価又は事後評価対象事業についての事業説明、審議及び意見書の取りまとめに係る会議とする。

4 会議の公開は、傍聴を認めることにより行うとともに、公開した会議については会議録を作成し、これを公表する。

(結果の公表)

第5条 市長は、第9条又は第14条に定める対応方針の決定後速やかに、その内容を公表しなければならない。

第2章 再評価

(再評価対象事業)

第6条 再評価は、本市が実施する公共事業のうち、次の各号に掲げる事業について、実施する。

(1) 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業

(2) 事業採択後10年間（廃棄物処理施設整備事業については、5年間）を経過した時点で継続中の事業

(3) 再評価の実施後5年間（下水道事業については、10年間）を経過した時点で継続中の事業

(4) 事業休止している事業の内、事業再開又は事業中止しようとする事業

(5) 前4号に定めるもののほか、社会経済情勢等の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

2 前項第1号及び第2号の期間は、事業採択の日が属する年度の4月1日から起算するものとし、前項第3号の期間は、再評価の実施の日が属する翌年度の4月1日から起算するものとする。

(再評価の実施時期)

第7条 再評価の実施時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 前条第1項第1号から第3号に該当する事業にあつては、各号に規定する期間の満了前に実施する。

(2) 前条第1項第4号に該当する事業にあつては、事業再開又は事業中止するまでに実施する。

(3) 前条第1項第5号に該当する事業にあつては、適宜速やかに実施する。

(再評価の方法)

第8条 市長その他の本市の行政機関は、再評価の実施に当たって、次の各号に掲げる事項について検証を行わなければならない。

(1) 事業に係る実施及び供用開始の目途

(2) 地域状況の変化等、事業を取り巻く社会経済情勢等の変化による事業の実施の効果

(3) 事業休止から事業再開又は事業中止とする経緯及び理由

(再評価の対応方針の決定)

第9条 市長その他の本市の行政機関は、委員会の意見を尊重し、再評価対象事業について必要に応じ事業中止、事業休止、事業再開を含む事業の見直し等の対応方針を決定しなければならない。

(フォローアップ)

第10条 市長その他の本市の行政機関は、再評価を行った事業のうち、継続中の事業について、進捗状況、社会経済情勢の変化その他必要と認める事項を委員会に報告しなければならない。

第3章 事後評価

(事後評価対象事業)

第11条 事後評価の対象とする事業は、本市が実施する公共事業のうち、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 新規採択時評価又は再評価を実施した事業の内、事業完了後5年以内（廃棄物処理施設整備事業にあつては、事業完了後7年以内）の事業
- (2) 市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業

(事後評価の実施時期)

第12条 事後評価の実施時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1号に該当する事業にあつては、事後評価の対象となる年の年度末までに実施する。
- (2) 前条第2号に該当する事業にあつては、市長その他の本市の行政機関が実施時期を決めるものとする。

(事後評価の方法)

第13条 市長その他の本市の行政機関は、事後評価の実施に当たって、次の各号に掲げる事項について検証を行わなければならない。

- (1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化
- (2) 事業実施に伴う事業効果等

(事後評価の対応方針の決定)

第14条 市長その他の本市の行政機関は、委員会の意見を尊重し、事後評価対象事業について、今後の事後評価の必要性、改善措置の必要性、事後評価対象事業と同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法等の見直し等の対応方針を決定しなければならない。

第4章 その他

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、再評価及び事後評価の実施並びに新規採択時評価に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

(関係規定の廃止)

- 2 「京都市公共事業再評価実施要綱（平成10年12月15日）」は廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月10日から施行する。

別表（第2条関係）

所管事業	事業完了の定義
都市公園等事業	原則として計画区域全体において、都市公園法第2条の2に基づく供用開始の公告が行われた時点
土地区画整理事業	原則として換地処分が行われた時点
下水道事業	原則として全体計画に規定している施設整備が完了した時点
市街地再開発事業	すべての工事が完了し、清算が行われた時点
河川事業	原則として一連の整備効果を発現する区間の整備が完了した時点
地すべり対策事業	地すべり防止区域における一連の地すべり対策事業が終了した時点
道路、街路事業	原則として事業採択を行った区間又は箇所が全線供用を開始した時点
廃棄物処理施設整備事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
農地防災事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
公営住宅整備事業等	原則として事業単位に含まれる住宅等の施設がすべて完成した時点
住宅地区改良事業等	原則として事業単位に含まれる住宅等の施設がすべて完成した時点
住宅宅地関連公共施設等総合整備事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
住宅市街地整備総合支援事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
密集住宅市街地整備促進事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
住宅市街地総合整備事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
水道事業	原則として事業採択を行った箇所又は区間がすべて供用を開始した時点
簡易水道事業	原則として事業採択を行った箇所又は区間がすべて供用を開始した時点
都市・幹線鉄道整備事業	事業採択を行った箇所及び区間がすべて供用を開始した時点